令和２年９月２４日

保護者の皆様へ

蟹江町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の予防について

新型コロナウイルス感染症の予防について、保護者の皆様には、再度以下のことについて、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

①　お子様に発熱、咳、喉の痛み等の風邪等の症状が見られる場合は、登校をさせず、自宅で休養させてください。発熱等の風邪症状があるなど、ご心配な場合は、早めに保健所もしくは医療機関へご相談ください。保健所には、帰国者・接触者相談センターがあります。

②　同居のご家族に新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある（風邪症状、発熱、倦怠感等の症状が見られる）場合は、お子様の登校について、学校にご相談ください。

③　ご家族が感染者及び濃厚接触者と特定された場合は、昼夜を問わず、至急、学校へ連絡いただき、お子様は自宅待機をお願いします。学校の電話が繋がらない場合は、蟹江町役場（0567-95-1111）までご連絡ください。

※　感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないことをご家庭でも話題にしてください。

学校においても、感染拡大防止の対応をより一層行ってまいります。引き続き、ご家庭におかれましても、感染拡大防止の取組にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。